議案第130号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

ひたちなか市手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部を次のように改める。

2	(1)	戸籍法(昭和22年法律第224号)第1 戸籍の謄本 1 通につき
戸		0条第1項並びに第10条の2第1項及び若しくは抄 450円
籍		第3項から第5項までの規定に基づく戸籍 本又は戸籍
		の謄本若しくは抄本の交付又は同法第12証明書交付
		0条第1項若しくは第120条の2第1項 手数料
		の規定に基づく戸籍証明書の交付(同法第
		10条の2第2項の規定に基づく戸籍証明
		書の交付を除く。)
	(2)	戸籍法第10条第1項並びに第10条の 戸籍に記載 証明事項1
		2第1項及び第3項から第5項までの規定した事項に件につき
		に基づく戸籍に記載した事項に関する証明 関する証明 350円
		書の交付書交付手数
		料
	(3)	戸籍法第120条の3第2項の規定に基戸籍電子証戸籍電子証
		づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 明書提供用 明書提供用
		(情報通信技術を活用した行政の推進等に 識別符号発 識別符号 1
		関する法律(平成14年法律第151号)第 行手数料 件につき
		7条第1項の規定により同法第6条第1項 400円
		に規定する電子情報処理組織を使用する方
		法(総務省令で定めるものに限る。以下同
		じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号
		の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電
		子証明書の請求が同項の規定により同項に
		規定する電子情報処理組織を使用する方法
		により行われた場合に限る。) における当該
		発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の

	77.			H	-	_	Fe/Fe	<u> </u>	→	=	нп	+.	_	3 +	Is.	. 2.	<i></i>	>	-1-√	1									
			に.																										
																			事										
			同																										
	<	は	抄	本	又	は	戸	籍	証	明	書	0)	請	求	を	行	う	場	合										
	に	お	け	る	当	該	発:	行	を	除	ζ,	,)																	
(4)		戸	籍	法	第	1	2	条	0)	2	に	お	<i>\</i> \	て	準	用	す	る	同	除	カゝ	れ	た	戸	1	通	に	つ	き
	法	第	1	0	条	第	1	項	並	び	に	第	1	0	条	の	2	第	1	籍	D	謄	本	若	7	5	0	円	
	項	及	び	第	3	項	か	5	第	5	項	ま	で	0)	規	定	に	基	づ	し	<	は	抄	本					
	<	除	か	れ	た	戸	籍	D	謄	本	若	L	<	は	抄	本	の	交	付	又	は	除	籍	証					
	又	は	同	法	第	1	2	0	条	第	1	項	若	L	<	は	第	1	2	明	書	交	付	手					
	0	条	0)	2	第	1	項	の	規	定	に	基	づ	<	除	籍	証	明	書	数	料								
	0	交	付	(同	法	第	1	2	条	0)	2	に	お	٧١	て	準	用	す										
	る	同	法	第	1	0	条	の	2	第	2	項	0)	規	定	に	基	づ	<										
	除	籍	証	明	書	の	交	付	を	除	< .	,)																	
(5)		戸	籍	法	第	1	2	条	0)	2	に	お	<i>\</i> \	て	準	用	す	る	同	除	か	れ	た	戸	証	明	事	項	1
	法	第	1	0	条	第	1	項	並	び	に	第	1	0	条	の	2	第	1	籍	に	記	載	L	件	13	. ~)	き
	項	及	び	第	3	項	カュ	5	第	5	項	ま	で	0)	規	定	に	基	づ	た	事	項	に	関	4	5	0	円	
	<	除	カュ	れ	た	戸	籍	に	記	載	L	た	事	項	に	関	す	る	証	す	る	証	明	書					
	明	書	の	交	付															交	付	手	数为	料					
(6)		戸	籍	法	第	1	2	0	条	の	3	第	2	項	の	規	定	に	基	除	籍	電	子	証	除	籍	電	子	証
	づ	<	除	籍	電	子	証	明	書	提	供	用	識	別	符	号	の	発	行	明	書	提	供	用	明	書	提	供	用
	(情	報	通	信	技	術	を	活	用	L	た	行	政	の	推	進	等	に	識	別	符	号	発	識	別	符	号	1
	関	す	る	法	律	第	7	条	第	1	項	0)	規	定	に	ょ	ŋ	同	法	行	手	数	料		件	13	. /)	き
	第	6	条	第	1	項	に	規	定	す	る	電	子	情	報	処	理	組	織						7	0	0	円	
	を	使	用	す	る	方	法	に	ょ	ŋ	除	籍	電	子	証	明	書	提	供										
	用	識	別	符	号	<i>(</i>)	発	行	を	行	う	場	合	(当	該	発	行	に										
	係	る	除	籍	電	子	証	明	書	の	請	求	が	同	項	の	規	定	に										
	ょ	り	同	項	に	規	定	す	る	電	子	情	報	処	理	組	織	を	使										
	用	す	る	方	法	に	ょ	り :	行	わ	れ	た。	場~	合し	こ	限。	る。)	に										
	お	け	る	当	該	発	行	及	び	除	籍	電	子	証	明	書	提	供	用										
	識	別	符	号	の	発	行	に	係	る	除	籍	電	子	証	明	書	の	請										
			行																										
			す																										
			户																										
			請																										
	-		,		_	. •			_						.~ `		. •	_		<u> </u>					<u> </u>				

< 。)		
(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条に	届出若しく	1 通につき
おいて準用する場合を含む。)の規定に基づ	は申請の受	3 5 0 円
く届出若しくは申請の受理の証明書の交	理の証明	(婚姻,離
付,同法第48条第2項(同法第117条に	書、届書そ	婚,養子縁
おいて準用する場合を含む。)の規定に基づ	の他市長の	組,養子離
く届書その他市長の受理した書類に記載し	受理した書	縁又は認知
た事項の証明書の交付又は同法第120条	類の記載事	の届出の受
の6第1項の規定に基づく届書等情報の内	項の証明書	理につい
容の証明書の交付	又は届書等	て、請求に
	情報の内容	より戸籍法
	の証明書交	施行規則
	付手数料	(昭和22
		年司法省令
		第 9 4 号)
		で定める様
		式による上
		質紙を用い
		る場合にあ
		っては,1,
		400円)
(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条に	届書その他	書類又は届
おいて準用する場合を含む。) の規定に基づ	市長の受理	書等情報の
く届書その他市長の受理した書類の閲覧又	した書類又	内容を表示
は同法第120条の6第1項の規定に基づ	は届書等情	したもの1
く届書等情報の内容を表示したものの閲覧	報の内容を	件につき
	表示したも	3 5 0 円
	のの閲覧手	
	数料	

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

		IE		いたらなが	11. 1 %	V1 1 2 N	C 17 1717	新		111	備考
別表領	第二	1(第2条関係)				別表	第 1	(第2条関係)	-		2 3
区	-	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額			区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
略	眂	略	略	略		略	略		略	略	
2	,	(1) 戸籍法(昭和22年法律	戸籍の謄本若し	1通につき 450	0円	5	2 (1) 戸籍法(昭和22年法律	戸籍の謄本若し	1通につき 450円	
		第224号)第10条第1	くは抄本又は戸				_	第224号)第10条第1	くは抄本又は戸		
戸		項並びに第10条の2第1	籍に記録されて				ゴ 笛	項並びに第10条の2第1	籍証明書交付手		
1.5		項及び第3項から第5項ま	いる事項の全部			1		項及び第3項から第5項ま	数料		
		での規定に基づく戸籍の謄	若しくは一部を					での規定に基づく戸籍の謄			
		本若しくは抄本の交付又は	証明した書面交					本若しくは抄本の交付又は			
		同法第120条第1項の規	付手数料					同法第120条第1項若し			
		定に基づく <u>磁気ディスクを</u>						くは第120条の2第1項			
		もって調製された戸籍に記						の規定に基づく戸籍証明書			
		録されている事項の全部若						の交付(同法第10条の2			
		しくは一部を証明した書面						第2項の規定に基づく戸籍			
		の交付						証明書の交付を除く。)			
		(2) 略	略	略			(2) 略	略	略	
								3) 戸籍法第120条の3第	戸籍電子証明書	戸籍電子証明書提供用	
								2項の規定に基づく戸籍電	提供用識別符号	識別符号1件につき	
								子証明書提供用識別符号の	発行手数料	400円	
								発行(情報通信技術を活用			
								した行政の推進等に関する			
								法律(平成14年法律第1			
								51号)第7条第1項の規			
								定により同法第6条第1項			
								に規定する電子情報処理組			
								織を使用する方法(総務省			
								今で定めるものに限る。以			
								下同じ。)により戸籍電子			
								証明書提供用識別符号の発			
								行を行う場合(当該発行に			

旧	新	備考
	係る戸籍電子証明書の請求	1
	が同項の規定により同項に	
	規定する電子情報処理組織	
	を使用する方法により行わ	
	れた場合に限る。)におけ	
	る当該発行及び戸籍電子証	
	明書提供用識別符号の発行	
	に係る戸籍電子証明書の請	
	求を行う者が同時に当該戸	
	籍電子証明書が証明する事	
	項と同一の事項を証明する	
	戸籍の謄本若しくは抄本又	
	は戸籍証明書の請求を行う	
	場合における当該発行を除	
(3) 戸籍法第12条の2にお除かれた戸籍の1通につき 750円	(4) 戸籍法第12条の2にお除かれた戸籍の1通につき 750円	11
いて準用する同法第10条謄本若しくは抄	いて準用する同法第10条謄本若しくは抄	
第1項並びに第10条の2本又は除かれた	第1項並びに第10条の2本又は除籍証明	
第1項及び第3項から第5戸籍に記録され	第1項及び第3項から第5書交付手数料	
項までの規定に基づく除かている事項の全	項までの規定に基づく除か	
れた戸籍の謄本若しくは抄部若しくは一部	れた戸籍の謄本若しくは抄	
本の交付又は同法第120を証明した書面	本の交付又は同法第120	
条第1項の規定に基づく <u>磁交付手数料</u>	条第1項若しくは第120	
気ディスクをもって調製さ	条の2第1項の規定に基づ	
れた除かれた戸籍に記録さ	く <u>除籍証明書の交付(同法</u>	
れている事項の全部若しく	第12条の2において準用	
は一部を証明した書面の交	する同法第10条の2第2	
付	項の規定に基づく除籍証明	
	書の交付を除く。)	
(4) 略略略	(5) 略 略	1
	(6) 戸籍法第120条の3第除籍電子証明書除籍電子証明書提供用	1
	2項の規定に基づく除籍電提供用識別符号識別符号1件につき	:

·6-

No. 3

旧		新	備考
	Г	子証明書提供用識別符号の発行手数料 700円	VII3 3
		発行(情報通信技術を活用	
		した行政の推進等に関する	
		法律第7条第1項の規定に	
		より同法第6条第1項に規	
		定する電子情報処理組織を	
		使用する方法により除籍電	
		子証明書提供用識別符号の	
		発行を行う場合(当該発行	
		に係る除籍電子証明書の請	
		で味る欧浦电丁皿の直の頭 求が同項の規定により同項	
		に規定する電子情報処理組	
		織を使用する方法により行	
		ける当該発行及び除籍電子	
		証明書提供用識別符号の発	
		行に係る除籍電子証明書の	
		10に広るが積电工 <u>に</u> の直22 請求を行う者が同時に当該	
		除籍電子証明書が証明する	
		<u> </u>	
		る除かれた戸籍の謄本若し	
		くは抄本又は除籍証明書の	
		請求を行う場合における当	
		競子を除く。)	
(5) 戸籍法第48条第1項届出若しくは申1通につき 350円		(7) 戸籍法第48条第1項届出若しくは申1通につき 350円	
(同法第117条において請の受理の証明ただし、婚姻、離婚、		(同法第117条において請の受理の証明(婚姻,離婚,養子縁	
準用する場合を含む。)の書又は届書その養子縁組、養子離縁又		準用する場合を含む。)の書、届書その他組、養子離縁又は認知	
規定に基づく届出若しくは他の書類の記載は認知の届出の受理に		規定に基づく届出若しくは市長の受理したの届出の受理につい	
申請の受理の証明書の交付事項の証明書交ついて、請求により戸		申請の受理の証明書の交書類の記載事項で、請求により戸籍法	
マは同法第48条第2項付手数料 籍法施行規則(昭和2)		付、同法第48条第2項の証明書又は届施行規則(昭和22年	
人は同伝第46条第2項門子数付 精伝施17規則(昭和2 (同法第117条において) 2年司法省令第94		(同法第117条において書等情報の内容司法省令第94号)で	
進用する場合を含む。)の と中 可		準用する場合を含む。)のの証明書交付手定める様式による上質	
中用する場合を含む。」 [5] [5] (ためる様式によ		中用する場合を含む。ノツツ証明責义刊士にのる体式による工賃	

<u>'</u>

No. 4

関連に基づく届書 <u>その他の</u> お上質無を用いる場合 規定に基づく届書 <u>その他</u> 数料 紙を用いる場合にあったは 400円 中の交付 上の交付 上の支配 上の表 上								IN	0.4
書類に記載した事項の証明書の交付 円		<u>''</u>	I		<u> </u>		新	1	備考
書の交付		規定に基づく届書その他の		る上質紙を用いる場合			規定に基づく届書その他市数料 紙を見	用いる場合にあっ	
同法第120条の6第1項		書類に記載した事項の証明		にあっては1,400			長の受理した書類に記載し ては、	1,400円)	
(6) 戸籍法第48条第2項届書その他の書書類1件につき 35 (同法第117条において類の閲覧手数料0円 準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他の書類の閲覧手数料0円 準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他の書類の閲覧 表示したもの1 準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他の書類の閲覧 表示したものの閲覧手は同法第120条の6第1数料項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手は同法第120条の6第1数料項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧		書の交付		円			た事項の証明書の交付又は		
(6) 戸籍法第48条第2項届書その他の書書類1件につき 35 (同法第117条において類の閲覧手数料 0円 準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他の書類の閲覧手数料 0円 規定に基づく届書その他の書類の閲覧 大き類の閲覧 大き類の閲覧 大きりのの内容を表示したものの関策手は同法第120条の6第1数料項の規定に基づく届書等情報の関策又たものの閲覧手は同法第120条の6第1数料項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧							同法第120条の6第1項		
(6) 戸籍法第48条第2項届書その他の書書類1件につき 35 (同法第117条において 類の閲覧手数料 0円 準用する場合を含む。)の 規定に基づく届書その他の書類の閲覧 (周法第117条において の受理した書類内容を表示したもの1 準用する場合を含む。)の 又は届書等情報件につき 350円 規定に基づく届書その他市の内容を表示したものの閲覧手は同法第120条の6第1数料 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの 閲覧							の規定に基づく届書等情報		
(6) 戸籍法第48条第2項届書その他の書書類1件につき 35 (同法第117条において 類の閲覧手数料 0円 準用する場合を含む。)の 規定に基づく届書その他の書類の閲覧 (周法第117条において の受理した書類内容を表示したもの1 準用する場合を含む。)の 又は届書等情報件につき 350円 規定に基づく届書その他市の内容を表示したものの閲覧手は同法第120条の6第1数料 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの 閲覧							の内容の証明書の交付		
(同法第117条において類の閲覧手数料 0円 準用する場合を含む。)の 規定に基づく届書その他の 書類の閲覧 (同法第117条においての受理した書類内容を表示したもの1 準用する場合を含む。)の又は届書等情報件につき 350円 規定に基づく届書その他市の内容を表示し 長の受理した書類の閲覧又たものの閲覧手 は同法第120条の6第1数料 項の規定に基づく届書等情 報の内容を表示したものの 閲覧		(6) 戸籍法第48条第2項	届書その他の書	書類1件につき 35		•		又は届書等情報の	
 準用する場合を含む。)の 規定に基づく届書その他の 書類の閲覧 準用する場合を含む。)の 及び国書その他市の内容を表示し 長の受理した書類の閲覧又たものの閲覧手は同法第120条の6第1数料項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧 関覧 	Î					Ì		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
規定に基づく届書その他の 書類の閲覧 規定に基づく届書その他市の内容を表示し 長の受理した書類の閲覧又たものの閲覧手 は同法第120条の6第1数料 項の規定に基づく届書等情 報の内容を表示したものの 閲覧				0 1 4				~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
書類の閲覧 長の受理した書類の閲覧又たものの閲覧手は同法第120条の6第1数料項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧								20 00011	
は同法第120条の6第1数料 項の規定に基づく届書等情 報の内容を表示したものの 閲覧		***************************************							
項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧		音類♥クトぬ見							
<u>報の内容を表示したものの</u> 閲覧									
閲覧									
		-6-			-				
	略	略	略	略		略	略 略		